

亀山市告示第60号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり亀山市内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井義之

1 縦覧期間及び時間

平成27年4月1日から同月30日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。

2 縦覧場所

亀山市本丸町577番地

亀山市財務部税務室